

ID: 202

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	大河原町下水道条例 第20条		
例規番号	平成14年条例第10号		
<b>【基準】</b> 第20条の規定による。 (使用料の減免) 第20条 管理者は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日